

## 川崎市文化財保護活用計画（案）に対する パブリックコメント手続の実施結果について

### 1 概要

平成25年12月に策定した川崎市文化財保護活用計画（案）につきまして、平成26年1月7日から2月5日までの間、市民の皆様の御意見を募集いたしました。

その結果、16通（意見総数 33件）の御意見をいただきました。御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

### 2 意見募集の概要

題 名	川崎市文化財保護活用計画（案）
意見の募集期間	平成26年1月7日（火）～平成26年2月5日（水）
意見の提出方法	電子メール、ファックス、郵送、持参
意見の周知方法	川崎市ホームページ掲載 市政だより（1月1日号） 紙資料の設置（かわさき情報プラザ、各区役所・市民館・図書館等） 「第2回かわさき文化財フォーラム」の開催 （平成26年1月11日（土）高津市民館 出席者 56名）
結果の公表方法	川崎市ホームページ掲載 紙資料の設置（かわさき情報プラザ、各区役所・市民館・図書館等）

### 3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	16通（33件）
電子メール	3通（8件）
ファックス	5通（7件）
郵送	2通（10件）
持参	5通（6件）
かわさき文化財フォーラム	1通（2件）

#### 4 御意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、文化財の広報に関する御意見が多く、今後の施策を推進する上で参考にさせていただく御意見が多く寄せられました。また、一部の御意見については、計画（案）の中に内容を反映しました。

##### 【御意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見を踏まえ、計画内容に反映させたもの
- B 計画の趣旨に沿った御意見や既に計画（案）に反映されているもの
- C 今後の参考とする意見・要望
- D 案に対する意見・要望であり、案を説明・確認するもの
- E その他

##### ●御意見の件数と対応区分

項目	A	B	C	D	E	合計
1 計画（案）全般に関すること	2	1				3
2 今後の文化財保護活用の基本的な考え方に関すること	1	1				2
3 文化財保護活用の基本的な考え方に基づく5つの方針に関すること		9	18	1		28
合計	3	11	18	1		33

具体的な御意見の内容と、それに対する市の考え方の詳細につきましては、次ページ以降を御参照ください。

## 具体的な御意見の内容と市の考え方【詳細】

### 1 計画（案）全般に関すること（計 3件）

No.	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	計画内容は大変良い	本計画に基づき、文化財を生かした魅力あるまちづくりの推進に向けた取組を進めてまいります。	B
2	指定文化財と登録文化財の違いがわかりにくい。	御意見を踏まえ、指定文化財や登録文化財などの文化財保護の制度について、計画（案）14ページに追記しました。	A
3	計画案の内容について具体性に欠けるのではないかと。	御意見を踏まえ、計画（案）29～32ページに関連文化財群の事例を追記しました。	A

### 2 今後の文化財保護活用の基本的な考え方に関すること（計 2件）

No.	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
4	第4章（2）計画の対象とする文化財の範囲について、その他の文化財として、古社寺、古文書、石造物等も記載してほしい。	御意見を踏まえ、計画（案）18ページに、その他の文化財の事例として、古社寺、古文書、石造物等を追記しました。	A
5	文化財は神社仏閣のように古代から伝わっているもののみとと思っていましたが、地域にもっと身近で見落としている文化財は数多くあることがわかりました。	本計画における文化財は、人間と自然とのかかわりの中で生まれ、市民生活・文化や地域風土に根ざしてすべての文化財を対象としています。	B

### 3 文化財保護活用の基本的な考え方に基づく5つの方針に関すること（計 28件）

NO.	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
6	文化財の広報活動の一環として、川崎市域の切手販売に取り組んでほしい。	多くの市民に市内の文化財を知っていただくための広報活動として、今後、関係機関と検討してまいります。	C
7	二ヶ領用水円筒分水の設計図も文化財に指定してほしい。	今後、資料の調査等について、検討してまいります。	C
8	市内の発掘調査等で出土した土器等を市民が実際に手に触れるなど体験できる機会を提供してほしい。	これまでに親子体験教室などを実施してきましたが、今後も取組を継続してまいります。	B
9	民俗芸能発表会をこれからも続けてほしい。	川崎市内には多数の民俗芸能があり、保存団体の活動について支援してきました。今後も、多くの方々に民俗芸能に親しんでいただけるよう取組を継続してまいります。	B
10	行政内で連携した文化財保護施策を進めてほしい。	関係部署間や近隣地域と連携した体制づくりに取り組んでまいります。	B
11	町会回覧板を活用した文化財関係の広報活動を進めてほしい。	基本的には市政だよりやテレビ・ラジオ等の各種広報媒体を活用してはいますが、今後の広報の中で活用に取り組んでまいります。	C
12	（仮称）川崎市文化財保護基金の創設に向けた検討を積極的に進めてほしい。	文化財の保護活用を推進するための体制整備の一環として、他都市の状況を調査研究しながら、仕組みづくりを検討してまいります。	B
13	市政だよりにより文化財関係事業の進捗状況などを掲載してほしい。	市政だよりやホームページ、メールマガジンなど多様な広報媒体を活用した事業の情報発信に努めてまいります。	C
14	関連文化財群の取組を進めてほしい。	川崎市内には、古墳や街道など重要な資源が多数ありますので、関連文化財群の設定については、今後、市民の意見をお聴きしながら検討してまいります。	B

No.	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1 5	市内にある貴重な歴史文化資源を計画的に文化財に指定してほしい。 （他 1 件）	個別の案件については、歴史文化資源の学術調査を行い、価値づけを明らかにした上で所有者の意向をお聴きしながら計画的な文化財の指定に取り組んでまいります。	C
1 6	文化財の防災対策について取り組んでほしい。	第 5 章「文化財保護活用の基本的な考え方に基づく 5 つの方針」（4）個別の文化財保護活用（管理）計画の考え方に沿って、所有者等と情報共有しながら、今後検討してまいります。	C
1 7	各行政区単位での文化財の認定等について川崎市文化財認定制度の検討の中で取り組んでほしい。	本市のよりよい文化財認定制度のあり方について検討してまいります。	C
1 8	「文化財の保護活用の基本的な方針」のなかで、「文化財の持つ魅力を広く市民に情報発信するためにローカルメディアを中心としたメディアへのきめ細かな情報提供等」と記載されているが、市民が興味関心を持たせるようなプロモーション戦略が必要です。	効果的な情報発信の手法について、関係機関と連携しながら、積極的な広報活動を推進してまいります。	B
1 9	近隣都市を含めた広域に川崎市の文化財の魅力を情報発信するプロモーション戦略を展開することが市民に情報を届けることにつながるということをよく理解して今後の施策を展開してほしい。		

No.	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
20	市内外から川崎市の魅力的な場所・モノ・コトに触れる人を一人でも多く増やしていくための観光資源として積極的に文化財を位置づけPRを市内外に戦略的に実施してほしい。	効果的な情報発信の手法について、関係機関と連携しながら、積極的な広報活動を推進してまいります。	B
21	行政だけでなく民間企業と連携した取り組みなど文化財を観光資源として活用する取組を進めてほしい。	市民・企業・行政の協働による文化財の保護活用に向けて、今後、関係機関と連携しながら検討してまいります。	C
22	「関連文化財群／歴史文化保存活用区域の考え方」が示されていますが、川崎大師周辺の歴史文化資源を統合するとともに、文化的な空間を創出すべく、まちづくりとも連動させて、門前町としての風格と情緒を誰もが感じられるような町並みや景観を整備形成し、川崎市の歴史文化を国内外に発信する拠点となるように計画推進してほしい。	今後、地域の意見をお聴きしながら、まちづくりを進めてまいります。	C
23	文化財に関する発表会やフォーラム等での情報発信を今後も継続してほしい。	文化財に関する情報を多くの市民に発信できる取組を引き続き進めてまいります。	B
24	各区役所で地域の歴史文化を十分に理解しコーディネートできる専門職員を配置してほしい。	各区への専門職員の配置は困難ですが、民俗芸能や文化財の維持管理などの保護活用を担う地域人材の育成を適切に推進するための専門体制の整備に取り組んでまいります。	D
25	麻生区内にある貴重な歴史資料や里山・景観等の保存を行政全体で支援してほしい。	市民の御意見をお聴きしながら、関連文化財群／歴史文化保存活用区域の設定について、検討してまいります。	C

No.	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
26	小学校区単位の地域教育会議のような場を設置して、小学校区で郷土学習を進める等地域づくりを進めてほしい。	学校教育や生涯学習のなかで地域の文化財や資源を活用できるよう、関連文化財群／歴史文化保存活用区域の設定に向け、市民の御意見をお聴きしながら検討してまいります。	C
27	博物館は小学生の見学が多いと思いますので、小学生にもわかりやすい資料を配布してほしい。	学校教育との連携は文化財保護や博物館活動にとって重要なものと考えておりますので、今後、検討してまいります。	C
28	博物館などのボランティアに参加しやすい環境づくりを進めてほしい。 (他1件)	参加しやすいボランティアの仕組みについて、今後、調査研究してまいります。	C
29	日本民家園のPRの一環として、マスコットキャラクターを作してほしい。	効果的な広報の手法として、今後、検討してまいります。	C
30	関連文化財群のキーワードとして「戦争遺跡」をとりあげてほしい。	計画第5章（5）「関連文化財群／歴史文化保存活用区域の考え方」に沿って、所有者の御意向をお聞きしながら、検討してまいります。	C
31	文化財保存活用拠点として、明治大学平和教育登戸研究所や川崎市平和館なども対象としてほしい。		

**資料 2**

## **「川崎市文化財保護活用計画」(案)**

**～文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり～**

**平成26(2014)年3月  
川崎市教育委員会**



**「川崎市文化財保護活用計画」(案)  
【概要版】**

～文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり～

平成26(2014)年3月

川崎市教育委員会

## 第1章 計画策定にあたって

### (1) 計画策定の背景

川崎市では、昭和34（1959）年に市内にある文化財を保存し、かつその活用を図りもって市民の郷土に対する認識を高め文化の向上発展に貢献することを目的に「川崎市文化財保護条例」を制定し、文化財に関する学識者で構成される文化財審議会を設置し、助言と指導を頂きながら文化財の調査と指定を進めてきました。

また、文化芸術振興基本法を受け、「川崎市文化芸術振興条例」を制定し、川崎市文化芸術振興会議において実行計画である「川崎市文化芸術振興計画」を策定し、その中で、まちづくりに向けた文化環境の整備を行い、「施策分野3.文化と教育・青少年」において文化財の保護推進を進めるとしています。

文化財は歴史の営みの中で自然環境や社会、生活を反映して生まれ継承されてきたもので、私たちに日々の暮らしに精神的な豊さをもたらし、感性や生きる力を育ててくれ、将来の文化の向上、発展の基礎となるものです。また、それぞれの地域で継承されてきた伝統的な文化は、郷土愛を育み、地域の人々の心のよりどころとして社会の基盤を形成する役割を担っています。

しかしながら、「文化財」といえば高い専門性のもとでの個々の文化財の保護活用がメインであり、地域全体で文化財の保護活用の計画が明確化されていないため、地域住民の生活に身近に感じられず、自分たちのものという意識が持ちにくい状況にあります。

このような状況を背景に、平成19年10月に文化審議会文化財分科会企画調査会（平成18年7月21日設置）により、地域の文化財をその周辺環境も含め社会全体で総合的に保護・活用していくために地方公共団体が「歴史文化基本構想」を策定することが重要との提言が出されています。この歴史文化基本構想は、地域住民が地域の歴史や文化を生かしたまちづくりを進めていくために文化財を広く把握・活用していくための基本的な考え方です。

川崎市では、この歴史文化基本構想の趣旨を踏まえながら、地域の歴史文化を生かした魅力あるまちづくりを推進するため、「川崎市文化財保護活用計画」（案）を策定しました。

計画策定にあたっては、平成24年10月に川崎市文化財審議会から示された「川崎市の今後の文化財の保護活用に向けた提言」をもとに、平成25年1月に「川崎市文化財保護活用計画の策定に向けた基本的な考え方」を公表し、学識者・市民代表等で構成する「川崎市文化財保護活用計画検討委員会」で文化財の保護活用のあり方を検討してきました。

## (2)計画の位置づけ

この計画は、おおむね10年間の計画期間とし、10年間を通じた基本理念、方針を定め、今後の文化財保護活用の方向性を明らかにしていくものです。

## 第2章 本市の歴史文化の特徴

川崎市は、東京、横浜に接し首都圏の中心部に位置し、都市化、人口の過密化が進行しています。昭和47（1972）年4月に政令指定都市となり、現在は7つの行政区（川崎・幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生）があります。

この7区は、各区の特徴を生かした魅力あるまちづくりを展開しています。

### ●歴史的特徴

古 代：北部・中部を中心に、蟹ヶ谷古墳群や橘樹郡衙跡など多くの遺跡が分布し、発掘調査で多量の土器等が出土 等

中 世：多摩区の枳形城址等に見られるように要地防衛のための前線基地として機能したほか、日本で最初の甘ガキとして発見された禅寺丸柿などがある 等

近 世：東海道に川崎宿が成立、中原往還、矢倉沢往還（大山街道）等の宿場の村々を中心とした地域の開発がすすめられた 等

近・現代：明治時代以降近代工場の進出や臨海部の埋め立てなどにより、京浜工業地帯の中核として日本の高度経済成長を支える 等

### 「川崎市の指定・登録等文化財の状況」(平成25年10月1日現在 単位 件数)

区分	国指定	国登録	県指定	県選択	市指定	合計
建造物	7	3	11	0	18	39
絵画	1	0	1	0	32	34
彫刻	1	0	3	0	19	23
工芸	3	0	1	0	1	5
考古	2	0	0	0	15	17
有形民俗	1	0	0	0	8	9
無形民俗	0	0	4	1	2	7
史跡	0	0	4	0	2	6
記念物	0	1	2	0	1	4
その他	0	0	0	0	13	13
合計	15	4	26	1	111	157

## 第3章 本市の文化財保護活用の現状と課題

### (1)各分野の現状(代表的なもの)

#### 有形文化財

各種調査の実施による現状確認や定期的な保存修理の実施、公開事業の実施による市民が文化財に親しむ機会の提供等

#### 無形文化財・無形民俗文化財

市内6地域の民俗文化財の重点調査の実施や保存団体への活動支援、民俗芸能の普及啓発等

#### 記念物(史跡)

橋樹郡衙跡・影向寺遺跡の国史跡の指定に向けた取組や他の史跡の維持管理における保存団体への活動支援等

#### 埋蔵文化財

市内約600ヶ所の遺跡の周知や市民の学習教材としての活用等

### (2)文化財保護活用施策の現状と課題～3つの課題に整理しました～

#### 保存に関する課題

- 指定・登録されていない文化財(その他の文化財)を含めた文化財の保存
- 地域の様々な文化財を一体的かつ効果的に保存するための仕組みづくり
- 地域づくりと一体となった文化財の保存
- 文化財の歴史や価値を明らかにする調査の推進
- 文化財所有者への保存管理に関する支援
- 文化財の保存を担う人材の減少

#### 活用に関する課題

- 地域のシンボルとしての文化財の活用
- 地域づくりと一体となった文化財の活用
- 文化財を活用した社会教育・学校教育との連携
- 文化財を保護活用する施設の活用
- 全ての文化財に関する価値への理解を促進するための仕組みづくり
- 文化財の活用を担う人材の減少

#### 体制に関する課題

- 市民、行政、専門家等の多様な担い手による連携した体制づくり
- 文化財保護・活用に関する市民への普及啓発
- 文化財保護・活用を担う人材を育成するための環境づくり

## 第4章 今後の文化財保護活用の基本的な考え方

### (1) 川崎市文化財保護活用施策の方向性

本計画は、第3章で述べた市域の文化財に関する現状と課題を踏まえながら、市民の貴重な財産である文化財を総合的に保護・活用し、他の行政分野の計画や施策と整合性をとりつつ、川崎市の文化財の保護活用の方向性を示すものです。

#### 今後の文化財保護活用施策の方向性

##### 基本方向1「文化財の価値の共有と継承」

- 文化財の総合的な把握
- 文化財の歴史や文化的価値を明確化するための調査の充実
- 文化財に関するデータベースの整備
- 文化財に関する防災対策の充実
- 各文化財の特性に応じた適切な管理の推進
- 行政各分野の関連計画等との連携により、多様な制度の積極的な活用による文化財の保存・継承

##### 基本方向2「文化財の魅力を生かした地域づくり」

- 市民への文化財に関する学習機会の充実
- 文化財を通して子どもたちの地域の愛着と誇りを育む教育環境の充実
- 文化財の効果的な情報発信
- 多様な主体との連携による文化財を生かした地域の活性化
- 文化財を保護活用する施設のさらなる充実

##### 基本方向3「文化財をみんなで支える仕組みづくり」

- 次世代につなげる新たな文化財保護活用の考え方の構築
- 新たな文化財保護制度の整備
- 文化財に関する専門人材の育成
- 市民協働による文化財保存及び活用を行う環境づくり
- 文化財を核とした地域ネットワーク機能の強化
- 文化財保護活用拠点機能の充実

## (2)計画の対象とする文化財の範囲

本計画における文化財とは、人間と自然とのかかわりの中で生まれ、市民生活・文化や地域風土に根ざしたすべての文化財を対象とします。このなかには、文化財保護法や神奈川県文化財保護条例及び川崎市文化財保護条例に基づく、指定文化財・登録文化財だけでなく、指定されていない古社寺・古文書・石造物などや産業製品や生活用具等といった地域資源等「その他の文化財」も含まれます。

## (3)計画の基本理念

本計画においては、3つの基本方向や計画の対象とする文化財の範囲に基づく文化財保護活用を推進するにあたり、川崎市が目指すべき都市像（基本理念）として次のとおり掲げます。

### 「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」

文化財は地域の歴史を伝え、市民に誇りと愛着を与えてくれます。文化財を保護活用することを通じて、地域の人と人同士がつながり、共に学び、楽しみ、活動することで、地域のたからを守り、育む、魅力あるまちづくりに寄与します。



かわさきのふるさとの宝物  
「文化財」をみんなで守り・  
伝えていきましょう！！

川崎市文化財保護推進キャラクター  
シッシー君

## 第5章 文化財保護活用の基本的な考え方に基づく5つの方針

基本理念を実現するために、次の5つの方針を掲げ、総合的に施策を展開します。

### (1) 文化財把握の方針 ～かわさきの文化財を把握する～

#### ①文化財に関する情報把握

#### ②文化財調査の継続的な実施及び迅速な公開・発信

#### ③文化財の総合的な把握



文化財調査の継続的な実施

#### 〈具体的な取り組み例〉

- 関係局区等と連携したデータベースの構築や定期的な情報発信等を進めます。
- 文化財総合的把握調査の実施等によりデータベースに最新の情報を更新します。

### (2) 文化財の保護活用の基本的な方針 ～かわさきの文化財を保護活用する～

#### ①文化財としての計画的な指定・登録

#### ②「(仮称)川崎市文化財認定制度」の創設の検討

#### ③文化財に関する広報活動の推進

#### ④文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進

#### ⑤文化財の計画的な保存修理

#### ⑥文化財の計画的な公開による普及啓発の推進



広報活動の推進  
(市民向け刊行物)

#### 〈具体的な取り組み例〉

- 「その他の文化財」を新たに保護する仕組みとして、川崎市独自の認定制度の創設に向けた検討を進めます。
- 橘樹郡衙跡や日本民家園等の計画的な保存修理の実施に取り組みます。

### (3) 文化財の保護活用を推進するための体制整備 ～かわさきの文化財をみんなで支える～

- ① 市民参加型の保護活用体制の構築
- ② 文化財保護活用拠点機能の充実にに向けた検討
- ③ 専門性を有する人材確保
- ④ 市内行政区間及び他市町村等との連携
- ⑤ (仮称)かわさき文化財アドバイザー制度の導入の方向性の検討
- ⑥ 補助制度の活用及び(仮称)川崎市文化財保護基金の創設の検討



文化財保護活用拠点機能の充実

#### 〈具体的な取り組み例〉

- 市民が有する文化財に関する専門的な知識を活用することを目的とした(仮称)かわさき文化財アドバイザー制度の導入について調査研究を進めます。
- 川崎市の文化財保護を支援するための基金の創設に向けた検討を進めます。

### (4) 個別の文化財保護活用(管理)計画の考え方 ～かわさきの文化財を守る～

- ① 計画の考え方の整理
- ② 計画に必要な内容の検討
- ③ 文化財所有者との情報共有



橘樹郡衙跡

#### 〈具体的な取り組み例〉

- 橘樹郡衙跡や日本民家園、馬絹古墳など個別の文化財について、今後の保存及び活用の取組内容等を明確にした保護活用(管理)計画を文化財所有者と情報共有しながら段階的に策定します。



## **(5) 関連文化財群／歴史文化保存活用区域の考え方** **～かわさきの文化財を地域で伝承する～**

### **① 関連文化財群の考え方**

関連文化財群の基本的な考え方：有形・無形の文化財が有する歴史的・文化的価値や地域的関連性から「一定のまとまり」としてとらえたものとして設定し、川崎の地域の歴史や文化を語る重要な資源として総合的に保存及び活用を図ります。

- ア 関連文化財群のストーリー・テーマの設定と適切な保存**
- イ 関連文化財群の普及啓発**
- ウ 関連文化財群を生かした学校教育等との連携**

### **② 歴史文化保存活用区域の考え方**

歴史文化保存活用区域の基本的な考え方：関連文化財群や個々の文化財を核とし、それらと一体となって価値をなす周辺環境を含めて文化的な空間を創出するための区域として設置します。

- ア 歴史文化保存活用区域の設定**
- イ 区域の保存活用を担う拠点機能の充実**
- ウ 歴史まちづくり法等と連携した区域の保護に向けた方向性**

### **【関連文化財群／歴史文化保存活用区域のストーリーの構成の例】**

●本計画では、市や市民活動団体、企業等の各種団体がそれぞれ地域で実施しているさまざまな活動の中には、文化財の保存活用に関わっている活動も多くあることを確認し、新たな交流や連携を生み出し、より効果的に事業をすすめるためのプラットフォーム作りをめざします。

●以下に掲げる事例は、考えられる構成の一部であり、実際の関連文化財群や歴史文化保存活用区域のストーリーやその構成要素等は今後、本計画に基づく取組の中で検討していきます。

**Step. 1** 川崎市の歴史文化の特性を分析し、地域の歴史文化を示すキーワードを抽出します。

Step.2 川崎市の歴史文化の特性を踏まえ、抽出したキーワードから導かれる関連文化財群の設定にむけ検討を進めます。

STEP1で抽出したキーワードから導かれる主な関連文化財群/ 歴史文化保存活用区域のストーリーの構成の例				
関連文化財群のストーリー	主な候補エリア	構成する主な要素(文化財)	関連する主な人物・事件	関連する主な活動
<b>キーワード:</b> 多摩丘陵 <b>豊かな自然と里山で営まれたひとびとの暮らしのものがたり</b>	生田緑地	日本民家園の民家および民具 初山の獅子舞・菅生神社 初山の獅子頭・長尾のマトー とんり谷戸・生田緑地の生物 妙楽寺の紙本着色五趣生死輪図 根岸古墳群・長者穴横穴墓群 等	古江亮仁 岡本太郎 大平貴之 等	日本民家園炉端の会 民具制作技術保存会 里山保全活動団体 生田緑地マネジメント会議 等
	拠点となる施設	日本民家園・かわさき宙と緑の科学館・生田緑地ビジターセンター 岡本太郎美術館・藤子・F・不二雄ミュージアム 等		
<b>キーワード:</b> 街道 <b>文化や情報が行き交い、様々な交流のみのものがたり</b>	大山街道	大山街道(矢倉沢往還) 光明寺・宗隆寺 二子神社 岡本かの子文庫碑「誇り」 大山燈籠 蔵造の店・大石橋・溝口神社 岡本太郎「高津」 等	岡本太郎 岡本かの子 岡本一平 濱田庄司 上田忠一郎 国木田独歩 棟方志功 溝の口水騒動 等	高津区まちづくり協議会 高津文化協会 高津古文書研究会 高津シルバーガイドの会 NPO大山街道活性化推進協議会 高津歴史・文化研究会 等
	拠点となる施設	大山街道ふるさと館・高津図書館・高津市民館 等		
<b>キーワード:</b> 鎌倉の防衛ライン <b>つわものどもの夢のあと～中世武士の世界を伝えるものがたり</b>	宮前区・多摩区・麻生区	枳形城、小沢城、広福寺の稲毛三郎重成五輪塔・木造稲毛三郎重成坐像・木造地藏菩薩立像、法泉寺、菅の薬師堂、子之神社 妙楽寺木造薬師三尊像、下有馬不動堂 王禅寺 等	稲毛三郎重成 小沢小太郎重政 全成 北条時頼 新田義貞 北条早雲・立川原の合戦 北条氏康・小沢原の戦い 等	稲田郷土史会 小沢城址・里山の会 多摩の伝承・伝統文化を考える会 たま文化財ボランティアの会 等
	拠点となる施設	川崎市市民ミュージアム、枳形山展望台、生田緑地ビジターセンター 等		
<b>キーワード:</b> 古墳 <b>古代の権力者の奥津城をめぐるものがたり</b>	夢見ヶ崎・井田	夢見ヶ崎古墳群・南加瀬貝塚跡地 国宝秋草文壺出土地 白山古墳出土三角縁神獸鏡 了源寺・熊野神社・浅間神社・天照皇大神 蟹ヶ谷古墳群・蟹ヶ谷横穴墓 等	太田道灌 八木槌三郎 縄文時代と弥生時代の前後関係発見 等	日吉郷土史会 日吉商店街連合会 等
	拠点となる施設	加瀬山・幸区役所日吉出張所・幸市民館日吉分館・川崎市市民ミュージアム・夢見ヶ崎動物公園 等		
<b>キーワード:</b> 橋樹郡衛と影向寺 <b>古代律令制下のまちづくりと文化・信仰のものがたり</b>	千年・野川地域	影向寺・橋樹郡衛跡、馬絹古墳・西福寺古墳・无射志国柱原評銘文字瓦・能満寺・子母口貝塚 たちばなふれあいの森・橋樹神社・中原街道・矢上川・多摩川崖線 等	刑部直国当 等	橋樹郡衛史跡保存会 高津区文化協会 高津区・宮前区まちづくり協議会 宮前区歴史文化調査委員会 等
	拠点となる施設	たちばな古代の丘緑地・影向寺 等		
<b>キーワード:</b> 用水と地域開発 <b>二ヶ領用水と地域開発のものがたり</b>	市域全域	二ヶ領用水・安楽寺文書 安藤家長屋門 久地円筒分水・中野島草堰 醤油づくり、多摩川梨 中野島の唐紙づくり 有吉堤 等	小泉次大夫 田中休愚 池上幸豊 平賀栄治 アミガサ事件 等	二ヶ領用水ウォッチング・フォーラム、二ヶ領用水宿河原濠を愛する会 二ヶ領用水・中原桃の会 久地円筒分水サポートクラブ 二ヶ領用水町田堀の会 等
	拠点となる施設	川崎市市民ミュージアム、二ヶ領せせらぎ館・東海道かわさき宿交流館 等		
<b>キーワード:</b> ものづくり <b>工部川崎のモノづくりを伝えるものがたり</b>	市域全域	川崎港・川崎河港水門・市電700形 京浜急行大師線・JFE資料館 味の素資料室・細王舎関係資料 昭和電工川崎事業所本事務所 トーマス転炉・岡上の養蚕 川崎ゼロ・エミッション工業団地 等	浅野総一郎 田中久重 藤岡市助 鈴木三郎助 石井泰助 煙突男 味の素の関東大震災での原料供出 等	JFEふれあい祭 味の素工場・資料館見学 川崎区誌研究会 さいわい歴史の会 高津ものづくり共和国 等
	拠点となる施設	川崎市市民ミュージアム・柿生郷土史料館・麻生市民館岡上分館・川崎市ふれあい館・川崎市労働資料室・日本民家園・東海道かわさき宿交流館 等		
<b>キーワード:</b> 折り <b>厄除け大師への信仰を伝えるものがたり</b>	川崎宿・大師地区	川崎大師平間寺・東海道川崎宿・万年横丁・弘法大師道標・六字名号塔・絹本着色日輪大師像 田安家寄進宝篋印塔、遊山慕仙 詩碑、久寿餅 等	弘法大師 平間兼乗 尊賢 美福門院 徳川家斉 紀伊国屋作内 大田南畝 等	川崎大師観光協会 川崎大師サマーフェスタ実行委員会 大師第1・2・3まちづくりクラブ 大師を気にかける会 NPO川崎歴史ガイド協会 等
	拠点となる施設	川崎大師平間寺・川崎大師観光案内センター・東海道かわさき宿交流館 等		

※上記の表は、関連文化財群/歴史文化保存活用区域のストーリー例として考えられる構成の一部の例です。

**Step.3** 関連文化財群を構成する文化財への関心を高めるような情報発信、イベント、学校教育との連携を図ります。

**【関連文化財群／歴史文化保存活用区域のストーリー活用例】**

**〔学校の学習の素材として利用〕**



まちたんけん



文化財を活用した歴史学習

**〔地域活性化イベントの実施〕**



かわさき大師サマーフェスタ



日吉まつり～道灌祭～

**〔親睦を深める場としての活用〕**

まち歩き、歴史探訪と親睦会など

ボランティアグループによる  
史跡めぐり



## 第6章 計画の推進に向けて

### (1) (仮称)川崎市文化財保護活用計画推進委員会の設置にむけた検討

本市では、川崎市文化財保護活用計画の策定にあたり、庁内の関係局・区が連携しながら、全庁的な対応を図ってきました。

今後、文化財の保護活用を推進するための委員会の設置に向けた検討を行います。

### (2) 計画の推進・見直し

本計画策定後の社会状況や価値観の変化による文化財の定義の変化も想定されますので、今後の文化財調査や社会環境の変化等を踏まえ、計画の内容や取組状況を検証し必要に応じて見直しを行うこととします。

平成26(2014)年3月

川崎市教育委員会

(お問い合わせ先)

川崎市教育委員会生涯学習部文化財課

電話：044(200)3305

FAX：044(200)3756

E-mail：88bunka@city.kawasaki.jp